



## 熱中症から命を守る！本市の熱中症対策

本市は、国の熱中症特別警戒アラート等の創設にあわせて熱中症対策方針を策定するなど、熱中症から命を守るために、さまざまな取組を進めます。

熱中症による国内の死亡者数は、5年移動平均で1,000人を超える高い水準で推移し、今後、地球温暖化が進行すれば、被害が更に拡大するおそれがあります。国は熱中症対策の一層の強化のため、気候変動適応法を改正し、熱中症特別警戒アラート等の仕組みを創設しました。

熱中症特別警戒アラートが発表される場合には、過去に例のない暑さが広域的に発生することが想定されます。本市においても起こり得る影響・危険性を十分に認識し、効率的かつ機動的な対応ができるよう、6月25日に「生駒市熱中症対策方針」を策定しました。

### ■ 本市の熱中症対策の特徴

◇熱中症特別警戒アラートが発表された場合には、災害対応に準じた対応を行います。

- ・副市長を本部長、各部(局)長を本部員とする熱中症警戒本部体制の構築。
- ・クーリングシェルターの開放、市民への情報発信等を体系的に実施。
- ・公共施設は、閉館日であってもクーリングシェルターとして開放(一部施設を除く)。
- ・市主催イベント等は原則中止。市以外が主催するイベント等については、主催者に対して、熱中症特別警戒アラートが発表されることを伝え、中止・延期を促す。
- ・幼稚園・小中学校においては、原則臨時休業とする。臨時休業となった際には、小中学校において一人一台の端末を活用して、オンラインによる健康観察・学習支援を行う。

◇市主催イベント開催時には、クールスポットを設置します。

◇熱中症アラート配信サービスについて、課長級以上は必ず登録するよう徹底し、その他の職員も登録するよう周知し、促していきます。

### ■ クーリングシェルター・クールスポットの設置

熱中症特別警戒アラートが発表された際に開放するクーリングシェルター(指定暑熱避難施設)として、市公共施設や民間施設を指定します(市内31か所。別紙参照)。

また、これらの施設はクールスポットとして、熱中症特別警戒アラート発表時以外でも、ちょっと立ち寄って涼を取っていただくことができます。

右のステッカー・のぼりの掲示が目印です。



(上)クーリングシェルターのステッカーのイメージ  
(右)クールスポットののぼりのイメージ

## ■ 生駒市熱中症対策方針策定のポイント

本市の熱中症対策は、これまで、各課で検討し、実施してきましたが、改正気候変動適応法を受け、市全体として熱中症対策に取り組むため、副市長をトップとし、関係部署の課長を構成員とする「生駒市熱中症対策推進会議」を組織しました。

方針の策定に当たっては、会議を2回開催し、検討を行いました。

---

この件に関する報道関係からのお問い合わせ  
生駒市子育て健康部健康課（課長 渋谷）☎0743-75-2255